

平成30年7月3日

| 発言者 | 発言要旨 |
|----------|--|
| 青柳委員 | <p>山形空港の利用状況について4月に聞いたところ、札幌便は就航2年目で搭乗率が落ち込んでおり、利用拡大のため助成制度の拡充等に取り組んでいくということであったが、その後の取組み状況はどうか。</p> |
| 総合交通政策課長 | <p>札幌便の4～6月の利用者数は昨年比17%減の8,767人、平均搭乗率は57.3%と、新規就航した昨年に比べ減少している。</p> <p>この間、緊急対策として、個人へのキャッシュバックキャンペーンを展開し、6月中旬には観光担当部局と連携した札幌市内の旅行会社へのプロモーション、さらに、先週末は、札幌市内での「北海道・東北6県合同イベント」に出店し、本県観光や札幌便のPRを行ってきた。</p> <p>この結果、搭乗率を月別に見ると、4月51.8%→5月59.9%→6月60.2%と回復傾向にある。さらに、今後は、北海道内地域県人会を個別に訪問し、里帰りツアー等のプロモーションを行うとともに、利用の落ち込みが予想される冬場対策として、個人へのキャッシュバックキャンペーンや、旅行会社が北海道向けの旅行商品を造成した場合の助成金の増額などのテコ入れを図っていく。</p> <p>いずれにしても、札幌便の定着を図るためには、さらなる利用拡大が不可欠なので、地元の利用拡大協議会等と一体となって取り組んでいきたい。</p> |
| 青柳委員 | <p>山形空港の航空貨物の取扱いについては平成28年にさくらんぼの出荷時期の期間限定で再開され、3年目の今年度も継続実施との新聞報道をみたが取扱い状況はどうか。</p> |
| 総合交通政策課長 | <p>今年度で3年目の取組みで、さくらんぼの出荷時期に合わせ6月10日～29日の期間限定で実施された。今年度は羽田便の機材が大型化されたことにより1日あたりの最大積載量が0.5t増加し、さらに7年ぶりに貨物ビルでの受付を実施したことから、午後の受付も可能となった。</p> <p>これらのことから、今年度のさくらんぼ発送分の実績は17,541kgとなり、昨年度より1,309kgの増となった。</p> <p>輸送先は関西が圧倒的に多く約9割、次いで九州、関東と続き、今年度は、新たに北海道、沖縄への輸送も行われた。</p> <p>航空貨物便は、遠方へ迅速な輸送が可能となるメリットがあるので、今年度の実施状況も見ながら、来年度以降も継続するよう働きかけていきたい。</p> |
| 青柳委員 | <p>遠いところでは沖縄、北海道まで拡大しており非常に良いことなので、ぜひ来年度も力を入れて取り組んでもらいたい。</p> <p>現在は、さくらんぼ時期に限定した取組みということだが、本県には、工業製品やほかの果物等もあるので、こういったものの輸送にも取り組んでほしい。</p> |
| 青柳委員 | <p>県で任用している非常勤嘱託職員は何人いるのか。</p> |
| 人事課長 | <p>平成29年6月1日現在において、知事部局で雇用している勤務形態が週30時間以上である非常勤嘱託職員は597人となっている。</p> |

| 発 言 者 | 発 言 要 旨 |
|-------|---|
| 青柳委員 | <p>近年の地方公共団体の非常勤職員が増加していることを受けて、政府は地方公務員法を改正し、一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員」に関する規定が設けられた。</p> <p>改正法の施行は平成32年4月1日からだが、32年度からの会計年度任用職員制度の導入に向けた検討状況はどうか。</p> |
| 人事課長 | <p>今回の法改正の趣旨は、非常勤職員について任用の適正化を確保することや、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化を図ることなどとされている。新たに制度化された会計年度任用職員には、正職員と同様の勤務条件等となることから、本県の非常勤職員制度の見直しが必要となっている。</p> <p>昨年8月に総務省からは「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」が示されており、本県への会計年度任用職員制度の導入にあたっては、まさに現在、各任命権者とも連携を図りながら、採用のあり方、服務、給与及び休暇等の制度設計を行っているところである。</p> <p>平成32年度からの円滑な制度導入に向け、引き続き適切に対処していきたいと考えている。</p> |
| 青柳委員 | <p>県職員は、現在、60歳定年となっている。平成25年度から段階的に年金支給開始年齢が引き上げられており、年金受給までに空白があり、無給となる期間が生じている。定年退職者の再就職について、県ではどのように対応しているのか。</p> |
| 人事課長 | <p>本県においては、国家公務員と同様となるが、定年退職する職員から再任用の希望があった場合には、職員の勤務実績や健康状態等に基づいて選考を行い、必要とされる職に再任用をしている。再任用職員は、1年以内の任期で、現在65歳まで更新が可能となっており、本年4月1日現在で知事部局では112人の再任用職員が勤務している。</p> <p>また、公社等から人材紹介の要請があった場合には、退職職員の行政経験や知識、適性等を考慮し、適任者の紹介を行っており、公社等に再就職する職員も一部いる状況である。</p> |
| 青柳委員 | <p>政府の今年の「骨太の方針」では、定年を段階的に65歳まで引き上げる方向で検討するとされており、政府における現在の検討状況はどうか。また、県職員についてはどのように考えているのか。</p> |
| 人事課長 | <p>政府における対応については、昨年6月から関係省庁の局長級の職員で構成される検討会で検討が進められ、3回の議論を踏まえて、本年2月にその論点整理が公表された。論点整理について関係閣僚会議で議論がなされ、国家公務員の定年を65歳に引き上げる方向で検討することが了解されている。</p> <p>論点整理について、いくつか紹介すると、「一定の準備期間を置いた上で、新規採用や職員の年齢構成への影響を考慮した段階的な引上げ」、「長期的な視野に立った計画的な人材育成や能力開発」、「管理職以上の職員を対象とした役職定年制の導入」、「民間給与水準との均衡の確保、総人件費の増加抑制の必要性を踏まえ、60歳以上の職員の給与水準の一定程度の引下げ」などが挙げられている。</p> <p>政府では、その後、人事院に対して定年引上げに関する検討の要請を行</p> |

| 発 言 者 | 発 言 要 旨 |
|--------|---|
| 青柳委員 | <p>っており、現在、人事院において検討が行われている段階である。</p> <p>県としての対応は、地方公務員の定年年齢については、地方公務員法で「国の職員につき定められている定年を基準として条例で定めるものとする」とされていることから、国家公務員の動向を注視して、対応を検討していく必要があると考えている。</p> <p>企業も定年延長を行っているので、県職員も65歳まで定年延長することを前向きに検討していただければと思う。ただ、急にすると新規採用を大勢採れなくなるという弊害も出てくるので、そういうことも踏まえ、段階的にきちんと行える方法をお願いしたい。</p> |
| 青柳委員 | <p>ブロック塀の点検結果を受け、高さ2.2m超のものは当然早急に対応しなければならぬわけだが、高さ1.2m超から2.2m以下で「控壁無」、「控壁有」だが「劣化有」のものは、具体的にどのように対応するのか。</p> |
| 危機管理課長 | <p>高さ2.2m超のものについては緊急度が高いことから、早急に所管する企業局と教育庁で対応する。企業局では今週中にブロック塀を撤去し、仮設塀を設置する。教育庁では9か所中8か所を7月中に撤去し、残り1か所は授業に支障のない時期に撤去する予定と聞いている。高さ1.2m超から2.2m以下で「控壁無」、「控壁有」だが「劣化有」のもの及び高さ1.2m以下で「劣化有」については、7月第2週までに建築技術職員が現場に赴き専門の点検を行う。具体的には建築年や専用機器による鉄筋の入り方の確認、目視によるひび割れ、損傷、膨らみ等の劣化状況の確認、ぐらつき等の耐力診断を行う。この結果に基づく技術的助言を参考に、所管部局において控え壁設置の可否や撤去等の対応を検討する。このように県民の安全確保のため、関係部局と連携し早急に対応していく。</p> |
| 青柳委員 | <p>市町村の対応状況はどうか。</p> |
| 市町村課長 | <p>市町村立小中学校については、6月19日付けで文部科学省から県教育委員会に安全点検の実施等に係る通知が出されており、県教育委員会から市町村教育委員会にも通知している。これを受け、35市町村において点検が行われ、6月29日現在、37か所が危険と判断され、一部は撤去、改修済みで、残りの箇所についても全て撤去の方針と聞いている。</p> |
| 金澤委員 | <p>監視・断続的労働に従事する非常勤嘱託職員について労働基準監督署からは是正勧告を受けた経緯はどのようなものか。</p> |
| 人事課長 | <p>県としては、これまで監視・断続的労働に従事する者の仮眠時間については、緊急時等の対応は義務付けているものの、あくまで仮眠時間として、労働時間には当たらず、仮眠時間を除いた労働時間についての報酬日額は山形県の最低賃金を上回っていたものと認識していた。</p> <p>今回、福祉相談センターの職員から労働基準監督署に相談がなされ、労働基準監督署の立入調査のうえ実態から判断された結果、仮眠時間については在室が義務付けられ、労働対価が必要な労働時間と判断されたことから、追給等の所要の対応を行うこととした。</p> |
| 金澤委員 | <p>労働時間の取扱いについて、これまで労働基準監督署と相談はなされな</p> |

| 発 言 者 | 発 言 要 旨 |
|-------|--|
| 人事課長 | <p>かったのか。また、今回の労働基準監督署の立入は突然のことであったのか。</p> <p>福祉相談センターにおいては、昭和50年代から監視・断続的労働に従事しており、労働基準監督署から監視・断続的労働の許可を受けている。当時、労働基準監督署と相談したうえで対応にあたっているかは確認できないが、県として適正な対応がなされているものと認識していた。</p> <p>労働基準監督署の立入は事前の連絡を入れずに調査を行うものであり、福祉相談センターへの労働基準監督署からの立入りはこれまでなかった。</p> |
| 金澤委員 | <p>追給等を2年間に遡る規定は何かあるのか。</p> |
| 人事課長 | <p>労働基準法において賃金請求権が2年間とされており、今回の労働基準監督署の是正勧告も労働基準法の規定を踏まえているものと思われる。</p> <p>県としても、この考え方を踏まえ、今回の追給期間を2年間としている。</p> |
| 金澤委員 | <p>今回の是正勧告を受けたことを踏まえて、今後適正に行われているかどうか、注意を払いながら対応にあたってほしい。</p> |
| 人事課長 | <p>労働基準法の規定は最低限満たす必要があり、制度について疑義がある場合は、労働基準監督署と相談しながら労働基準法を遵守するよう対応していきたい。</p> |
| 金澤委員 | <p>山形市の平成31年4月の中核市移行に向けて、これまでの準備状況とスケジュールについてはどうか。</p> |
| 市町村課長 | <p>地方自治法の規定に基づき、本年3月に市議会の議決が行われ、それから、県の同意、これに先立って県議会の議決が必要であるため今定例会に議案を提案している。</p> <p>仮に議決をいただいた場合、先例市に照らせば、市が総務大臣に中核市指定の申出を行うのが8月中、その後、閣議決定、政令公布が秋頃に見込まれている。</p> <p>事務的には、事務権限の円滑な移譲に向け、マニュアル作成、説明会開催、引継書類の準備を進めている。</p> <p>また、市・県で、次年度当初予算を10月頃から本格的に検討を行うほか、関連条例の制定・改廃を12月定例会で提案できるよう準備を進めている状況である。</p> |
| 金澤委員 | <p>市の中核市移行については、獣医師の確保が重要だが、獣医師が足りない。県はどのように協力するのか。</p> |
| 市町村課長 | <p>昨年度から市職員を事前研修として県の現場に受け入れている。移行後は、県の業務に支障が生じない範囲で、獣医師を派遣する方向で市と話し合っている。</p> <p>公務員獣医師が不足する中、県・市双方が次年度の獣医師確保に全力で取り組むことが重要だと考えている。</p> |

| 発 言 者 | 発 言 要 旨 |
|----------|---|
| 金澤委員 | 移行に係る財源等、財政支援についてはどうか。 |
| 市町村課長 | <p>中核市移行に伴い、市には普通交付税が増額交付され、移行準備経費に対して特別交付税が措置される。</p> <p>財政支援に関して要望を受けているが、県として、できるもの、できないものについて説明している。</p> |
| 金澤委員 | <p>市政運営がどう進めばいいと考えているか。市では不安に感じていると思うので、連携してしっかり取り組んでほしい。</p> |
| 市町村課長 | <p>来年が市政施行 130 周年、中核市移行と合わせ節目の年になると思う。</p> <p>これまで行われていなかった新たな業務、特に、保健所や食肉衛生検査施設等の設置、市の組織体制の整備、薬剤師・保健師・獣医師といった資格を有する専門職員の確保が重点課題になると市から伺っており、県としても同様の課題認識を有している。</p> <p>平成31年4月に中核市に移行し、市民、県民のサービスが向上するよう、県と市でしっかり協力し合っていく。</p> |
| 金澤委員 | <p>県では、東京に移住相談窓口を設置するなど様々な取り組みを行っていると思うが、この相談窓口の設置時期や相談件数についてはどうか。</p> |
| 地域活力創造室長 | <p>県では、平成27年度から東京有楽町の東京交通会館に移住相談窓口を設置している。県庁市町村課内の窓口と合わせた相談件数は、27年度が380件、28年度が601件、29年度が611件となっている。</p> |
| 金澤委員 | <p>どのような相談が多いのか。</p> |
| 地域活力創造室長 | <p>相談者は 20～30 代の若い世代が多く、相談内容は、就職が 22%、住宅が 15%、支援策が 14%となっており、仕事や住まいに関する相談が多い状況となっている。</p> |
| 金澤委員 | <p>本県への移住者数はどのくらいいるのか。</p> |
| 地域活力創造室長 | <p>県や市町村の移住相談窓口を経由して本県に転入された方は、平成 28 年度では 312 名となっている。</p> |
| 金澤委員 | <p>「住みよさランキング」で県内上位となった天童市や東根市では、区画整理事業による住宅施策や子育て支援が充実している。</p> <p>委員会で視察した大蔵村でも住宅支援など移住に向けた環境整備を行っている。</p> <p>市町村では特色ある取り組みがなされているが、県ではこれをどのようにサポートし、移住施策を進めているのか。</p> |
| 地域活力創造室長 | <p>東根市や天童市では、住宅を新築する移住者等への支援を行っている。</p> <p>町村部でも、平成 29 年度に 2 か月以上連続して社会増となった町村が県内で 8 団体あり、共通する取り組みとして、「住まい」を基盤として、「仕事」「子育て」を組み合わせた支援を実施している。</p> <p>こうした動きを踏まえ、また、若者の移住促進のためには「住宅」が不</p> |

| 発 言 者 | 発 言 要 旨 |
|----------|---|
| 金澤委員 | <p>可欠であり、特に町村部では「良質で低廉な賃貸住宅」が極めて不足している状況にあることから、今年度から新たに、市町村と連携し、移住・定住に必要な不可欠な「住宅」を基盤として、就農等の「職」、さらには県産米・味噌・醤油を提供する「食」の支援を組み合わせ、山形らしい移住促進策を展開している。</p> <p>人口減少の抑制は喫緊の課題であり、市町村とも連携しながらしっかりと取り組んでほしい。</p> |
| 星川委員 | <p>先日の予算特別委員会で、庄内空港の利用者数が昨年10年ぶりに39万人を突破したと聞いた。その要因として「観光利用が増加したため」との答弁であったが、具体的にはどのような取組みを行っているのか。</p> |
| 総合交通政策課長 | <p>庄内空港においては、ビジネス利用が堅調な中、更なる利用拡大を図るには、旅行需要の拡大が不可欠ということで、地元の庄内空港利用振興協議会において、県外向けには、羽田乗継の利便性が高い西日本の旅行会社へのプロモーション、県内向けには、旅行を対象とした個人へのキャッシュバックキャンペーンを平成 28 年度から本格的に展開している。</p> <p>この結果、県外向けのプロモーションについては、県外からの庄内空港を利用した旅行商品は、25 年度には 10 企画、485 人の送客であったが、28 年度は 37 企画、1,572 人、29 年度は 69 企画、3,142 人と大幅に増加した。</p> <p>この 3,142 人の内訳をみると、大消費地である首都圏が約半数、九州・中国・四国が約半数となっており、西日本からも多くの旅行者が庄内空港を使って来県している状況にある。</p> <p>また、県内向けのキャッシュバックについては、過去 2 年間、夏場を中心に、28 年度は 800 人、29 年度は 1,000 人の枠で実施したところ、いずれも期間終了を待たずに定員に達するなど好評を博した。</p> |
| 星川委員 | <p>先日、台湾チャーター便のニュースをみたが、実績はどうか。</p> |
| 総合交通政策課長 | <p>国際チャーター便の昨年度の実績は韓国から 6 便。今年度の実績はまだないが、今秋には、台湾チャーター便30便が予定されている。</p> |
| 星川委員 | <p>企業関係では具体的にどのような取組みを行っていくのか。</p> |
| 総合交通政策課長 | <p>庄内空港利用振興協議会においては、全国の商工会議所や商工会の企業視察を庄内に誘致する「産業観光」に昨年度から取り組んでおり、平成 29 年度は、工場見学などの企業視察と観光のモデルコースを組み合わせたガイドブックを作成し、全国の約 1,100 か所の商工会議所や商工会に発送した。</p> <p>30 年度においては、この企業視察研修に対し、庄内地域での借上げバスやタクシーなどの二次交通に係る使用料の 1 / 2 を助成する新たな助成制度を創設したところ。</p> <p>既に 10 件程度の問合せをいただいております、今後利用につながっていくものと考えている。</p> <p>協議会としては新たな取組みであり、今年度の実施状況も見ながら、今後の展開を考えていく予定と聞いている。</p> |

| 発 言 者 | 発 言 要 旨 |
|----------|---|
| 星川委員 | 非常に大切な取組みであるのでしっかり取り組んでもらいたい。 |
| 星川委員 | 住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例案に係るパブリックコメントの状況はどうであったのか。 |
| 食品安全衛生課長 | 5月25日から6月12日にかけて行い、2名から意見があった。その内容は、学校等の周囲100mの区域における制限に賛成する意見、第一種低層住居専用地域だけでなくすべての住居専用地域を制限すべきとの意見、住居専用地域で事業を行う場合は地元の理解、承諾が必要でないかとの意見であった。 |
| 星川委員 | 6月15日の住宅宿泊事業法施行後の事業者の届出の状況はどうか。 |
| 食品安全衛生課長 | 3月15日から届出の事前受付を行ってきたが、本県ではこれまでに3件の書類の提出があった。そのうち酒田市内の事業者からの届出は受理したが、残りの2件については書類の不備があったことから、引き続き書類審査をしている状況となっている。 |
| 星川委員 | 今後の事業者からの届出の見通しはどうか。 |
| 食品安全衛生課長 | 新たに始まった制度であるため、まだ様子を見ている人もいると考えている。6月22日現在、全国では2,869件の届出が受理されているが、東北は48件となっている。大都市や北海道、沖縄では多くなっているが、東北では低迷している。 |
| 星川委員 | 条例による規制の実効性を確保するため、どのように取り組んでいくのか。 |
| 食品安全衛生課長 | 法において年間事業実施日数は180日以内と制限されており、条例はさらに学校等の周囲等において実質土曜日だけ事業が可能ないように制限する内容となっている。このため幼稚園等の周囲や第一種低層住居専用地域においては、今年度は63日以内の事業実施が可能となる。小中学校等の周囲においては、長期休業の期間が加わるため、111日以内となる。この条例の実効性を確保するため、事業者向けの手引書や宿泊ができる日を記載した宿泊カレンダーを作成し、事業者に提供する。また、地域住民に騒音等の迷惑をかけないことが大事であり、そうした面でも事業者を指導監督していく。 |
| 星川委員 | 庄内沿岸への漂着船等の処分はどのように行われたのか。 |
| 危機管理課長 | 庄内沿岸には昨年11月以降、木造船が5隻、遺体が11体漂着した。木造船については海岸管理者である県がすべて処分し、その費用400万円には環境省の海岸漂着物等地域対策事業費補助金と特別地方交付税措置を活用した。また、漂着した遺体の火葬等の経費については、昨年度執行の10体分として200万円を要したが、遺体の措置を行った市町から県に請求があり、県が負担した。 |
| 星川委員 | 他国から漂着したものであるわけだが、国において賠償を求める動きは |

| 発 言 者 | 発 言 要 旨 |
|--------|-------------------------|
| 危機管理課長 | あるのか。 政府からは何も聞いていない。 |